

平成 29 年 4 月 1 日

社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長  
教育課程を設置しようとする団体及び機関の長

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
会 長 長 谷 川 匡 俊

**スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第 6 条第 6 項に規定する  
科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指  
導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）**

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格  
有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規  
程」という。）第 6 条第 6 項の規定に基づき、規程第 6 条第 3 項第二号から第四号及び第 4 項第二号か  
ら第四号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第 6 項に定めるスクール（学校）ソーシャルワ  
ーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、平成  
29 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知します。

なお、本通知の施行に伴い、平成 28 年 6 月 23 日理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワ  
ーク教育課程認定に関する規程第 6 条第 6 項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）  
ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」  
は廃止します。

記

〔専門科目群の教育内容〕

1. 規程第 6 条第 3 項第二号及び第 4 項第二号関係に定める科目の教育内容は以下のとおりとする。

なお、(1) のイ)、ロ)、ハ)、ニ) については、相互に関連させて教授することが望ましい。

(1) スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群

イ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク論」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①今日の学校教育現場にスクール（学校）ソーシャルワーカーを導入する意義とその必要性を理解する。 ②スクール（学校）ソーシャルワークの発展過程について理解する。 ③海外のスクールソーシャルワーカーの役割と活動について理解する。 ④スクール（学校）ソーシャルワークの実践モデルについて理解する。 ⑤スクール（学校）ソーシャルワーカーへのスーパービ	①今日の学校教育現場が抱える課題とその実態、及びスクール（学校）ソーシャルワーカーを導入する意義	○児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校</li> <li>・非行</li> <li>・学齢期の児童虐待</li> <li>・特別支援教育</li> <li>・家族の抱える課題（貧困・離婚他）</li> <li>・外国児童の就学問題</li> <li>・学習遅滞、学習障害</li> <li>・教育福祉</li> <li>・その他</li> </ul>
		○スクール（学校）ソーシャルワークの価値・倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワークの視点と定義</li> <li>・人権と社会正義</li> <li>・児童の権利に関する条約</li> <li>・その他</li> </ul>
	②スクール（学校）ソーシャルワークの発展過程	○アメリカや他諸外国及び日本のスクール（学校）ソーシャルワークの発展過程の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーク発展史</li> <li>・日本の教育福祉</li> <li>・日本のスクール（学校）ソーシャルワーク発展史</li> <li>・その他</li> </ul>
	③海外のスクールソーシャルワーカーの役	○海外のスクールソーシャルワーカーの役割と	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカや他諸外国のスクールソーシャルワーカーの役割と活動</li> </ul>

ジョンの必要性について理解する。	割と活動	活動の概要	・その他
	④スクール（学校）ソーシャルワークの実践モデル	○スクール（学校）ソーシャルワークの実践モデルの概要	・生態学的視点 ・ストレングスの視点 ・エンパワメントの視点 ・その他
	⑤スクール（学校）ソーシャルワークの支援方法	○スクール（学校）ソーシャルワークの個別及び集団支援の実例（ミクロ・レベル）	・個別支援（不登校・非行・虐待・発達障害・保護者・他）の視点と実践例 ・集団支援の視点と実践例 ・その他
		○スクール（学校）ソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援の実例（メゾ・レベル）	・学校内の支援ケース会議（校内協働） ・コンサルテーション ・学校と関係機関の協働支援（校外協働） ・社会資源の開発 ・その他
		○スクール（学校）ソーシャルワークの教育行政への支援（マクロ・レベル）	・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・教育委員会との協働 ・各地の教育委員会が実施するスクールソーシャルワークに関する事業
⑥スーパービジョン	○スクール（学校）ソーシャルワーカーへのスーパービジョン	・スーパービジョン体制 ・スーパービジョンの方法	

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目（相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法等）において教授する内容については、省略することができる。

ロ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク演習」の教育内容

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校（地域機関）アセスメントができる力をつける。 ②スクール（学校）ソーシャルワーク実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。 ③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。	①ソーシャルワークの価値	○福祉の価値、ミッションとは	・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。
	②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する。	○地域アセスメント、学校アセスメント	・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。 ・地域の状況を把握する。 ・教育委員会が学校のニーズを把握する。 ・学校の実態や状況、組織システムを把握する。 ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。
	③ミクロプラクティス	○具体的な問題解決能力を高める。 ○アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や教員に働きかける視点と方法を学ぶ。
	④メゾプラクティス	○チームアプローチ ○マネージメント ○ケース会議 ○教育行政との協働	・校内あるいは関係機関やNPO含めてチームアプローチを進め、マネージメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。
	⑤マクロプラクティス	○市町村子ども家庭相談体制に位置づける ○福祉・教育協働の相談体制作り、地域に根ざした活動展開 ○開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・スクール（学校）ソーシャルワークが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。
	⑥記録、スーパービジョン、評価	○スクール（学校）ソーシャルワークを維持発展させる力をつける ○実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その体制づくりを実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を行う力をつける。

※ 上記教育内容のうち、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程に設置する科目（相談援助演習等）において教授する内容については、省略することができる。

ハ) 「スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
①スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②学校現場等を知り、学校組織を体験的に学ぶ。 ③スクール（学校）ソーシャルワーク実習にかかる個別指導並びに集団指導を通して学校における相談援助活動やソーシャルワーク実践にかかる知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。 ④教育の場で生かせる社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等総合的に対応できる能力を習得する。 ⑤具体的な体験や援助活動を専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を養う。 ⑥用意された現場ではなく社会福祉が展開されるべく新しい現場に入るという意味を十分理解し、開拓の視点を養う。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ア．スクール（学校）ソーシャルワーク実習の意義 イ．学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解 ウ．実習先で必要とされる相談援助（子ども、家族、教員対象）に係る知識と技術に関する理解 エ．実習先で必要とされるチームで対応する力やケース会議に係る知識と技術に関する理解 オ．実習先の市の子ども相談体制について理解 カ．現場体験学習（個別面接、ケース会議、連携会議など）、見学実習 キ．実習における個人のプライバシー保護と守秘義務等の理解 ク．実習記録ノートへの記録内容及び記録方法に関する理解 ケ．実習生、実習担当専任教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ．巡回指導 サ．実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、実習におけるスクール（学校）ソーシャルワーク実習としての不足分のレポート、実習総括レポートの作成 シ．実習の評価全体総括会

※ 上記実習は、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程にかかる実習（相談援助実習等）とは別に行うこと。

## 二) 「スクール（学校）ソーシャルワーク実習」の教育内容

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
①日々子どもたちが過ごす学校現場等を知り、学校組織を体験的に学び、理解を深める。 ②スクール（学校）ソーシャルワーカーとして求められる資質、技能、倫理から、福祉が一次分野でない教育現場における課題を見つけられる力を養う。 ③教職員ほかとの連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。 ④子どもや家族、教職員から自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。	①学生は、次に掲げる事項について実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー）による指導、教育委員会や学校の指導を受けるものとする。 ②スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者（スクール（学校）ソーシャルワーカー、教育委員会や学校）との連絡調整を密に行い、学生の実習状況について把握するとともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 ア．子どもたち、教職員、教育委員会、事例や学校に関する関係者との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ．子ども・家族の理解、学校、教育委員会、教育センター、適応指導教室など基本的な理解、そしてそのニーズ把握と支援計画の作成 ウ．子ども・家族、そして学校、教育委員会などとの援助関係の形成 エ．子ども・家族への権利擁護、そして学校、教育委員会など含めての支援（エンパワーメント含む）とその評価 オ．校内におけるケース会議や学年会議でのケース検討における進め方の実際 カ．校内や関係機関含めた多職種によるチームアプローチの実際 キ．社会福祉士としての職業倫理、教員など学校関係者の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 ク．学校運営、学校組織、教育委員会組織の実際 ケ．市町村の子ども相談体制について理解し、学校がどのようにつながっているのかを学ぶ。具体的なネットワークング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

### 〔教育関連科目群の教育内容〕

2. 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の教育内容は、教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表に定める科目の教育内容のうち、以下の内容を含む科目とする。

ただし、以下の例示科目と名称が異なる場合には、以下の科目の教育内容と合致すれば、類似する科目名称により科目を設置しても差し支えない。

#### (1) 教育関連科目群

① 教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目の教育内容

イ) 近代における教育の制度化、国家統括化等について学ぶ。また、教育行政機関の仕組みと教育法令、教職員の職務等について学ぶ。

ロ) 教育経営の構造、教育経営の基底をなす学校の組織と経営、学校経営改革の動向等について学ぶ。また、組織としての学校の特質やその経営に焦点を当て、教育経営のあり方について学ぶ。

ハ) 教育を取り巻く社会諸関係を軸に、社会制度や教育制度が個人に与える影響等について学ぶ。

【科目の例】教育原理、教育行財政、学校運営、社会教育など

- ② 教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目の教育内容

イ) 生涯を通して変化・成長する人間を心理的、社会的、身体的な視座からとらえ、ライフサイクルにそった発達とそのための条件について、また発達を阻害する要因等について学ぶ。とりわけ、児童生徒の年齢に応じた発達と克服課題等について学ぶ。

ロ) 教育相談や生徒指導、スクールカウンセラー等児童生徒への支援や指導する部門について学ぶ。

【科目の例】教育心理、教育支援、発達心理、教育福祉など

[追加科目の教育内容]

### 3. 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の教育内容

#### (1) 追加科目

##### ① 「精神保健の課題と支援」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（平成23年8月5日障発0805第3号）別表1に規定する科目「精神保健の課題と支援」の教育内容に準ずる。		

##### ② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容（注5）

シラバスの内容		想定される教育内容の例
ねらい	含まれるべき事項	
本科目は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月24日厚生労働省社援発第0328001号）別表1に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の教育内容に準ずる。		

[実習]

### 4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者

#### (1) 実習指定施設

原則として、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設は、規程第1条第2項に定める業務を行う以下の施設とする。

イ) スクール（学校）ソーシャルワーカーを置く学校（教育委員会等に所属するスクール（学校）ソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む）。

但し、当分の間、以下の施設も実習指定施設に含むものとする。

ロ) 1－（1）－ハ）及びニ）に定める教育内容の実習を行うことができる施設・機関等（以下、「その他施設・機関等」という。）であって、規程第1条第2項に定める業務を行う者を置く施設・機関等。

#### (2) 実習時間数の特例

上記実習指定施設において、本通知の1－（1）－ハ）及びニ）に定める教育内容によって行う実習（本実習）を80時間以上実施することが困難な場合は、40時間を超えない範囲で行う見学実習を実習時間数として算入しても差し支えない。

#### (3) 実習指導者

スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指導を担当する実習指導者は、以下のいずれかに該当

する者とする。

イ) 学校において現にスクール（学校）ソーシャルワーカーとして規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者

ロ) その他施設・機関等において規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者

[スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の諸科目担当教員の要件]

#### 5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件

[専門科目群担当教員の要件]

##### (1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件

###### ① スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員

スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員を担当する教員は、次のいずれかに該当する者であること。

イ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目（児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度等）を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ハ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者

ニ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者

但し、当分の間、以下のホ)に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク論の担当教員となれるものとする。

ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者であって、認定審査委員会が適当と認めた者

###### ② スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。

イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者

ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）

- ハ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務(注1)に従事した経験を有する者であって、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者(例:児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設のファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど)(注2)(注3)
  - ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクール(学校)ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ)に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクール(学校)ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。(注2)(注3)
  - ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者
  - へ) 認定社会福祉士(児童・家庭分野)又は認定精神保健福祉士の資格を有する者  
但し、当分の間、以下のト)に該当する者も、スクール(学校)ソーシャルワーク演習の担当教員となれるものとする。
  - ト) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者
- ③ スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。
- イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文(注4)を1報以上有する者
  - ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクール(学校)ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において3年以上スクール(学校)ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者(注2)(注3)
  - ハ) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務(注1)に従事した経験を有する者であって、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者(例:児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設のファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど)(注2)(注3)
  - ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクール(学校)ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ)に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクール(学校)ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。(注2)(注3)
  - ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習指導及び実習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者
  - へ) 認定社会福祉士(児童・家庭分野)又は認定精神保健福祉士の資格を有する者  
但し、当分の間、以下のト)に該当する者も、スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員となれるものとする。

- ト) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であつて、認定審査委員会が適当と認めた者。

[教育関連科目群の担当教員要件]

- (2) 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の担当教員の要件

教育関連科目群の当該科目担当教員は、以下に該当する者であること。

- イ) 認定を受けようとする養成校等が、当該科目を担当することを適当と認める者

[追加科目の担当教員要件]

- (3) 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の担当教員の要件

- ① 「精神保健の課題と支援」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

- イ) 精神保健福祉士養成施設指定規則に規定する科目「精神保健の課題と支援」の担当教員要件を満たしている者
- ロ) 精神保健福祉士養成に係る指定科目「精神保健の課題と支援」(旧科目名「精神保健学」)を現に教授している者
- ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「精神保健の課題と支援」を教授することが適当と認める者

- ② 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。

- イ) 社会福祉士養成施設(または学校)指定規則に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の担当教員要件を満たしている者
- ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」(旧科目名「児童福祉論」)を現に教授している者
- ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」を教授することが適当と認める者

[通信課程]

6. 通信課程においては、次の基準を満たしていること。

- (1) 教育課程認定事業に関する規程第6条に掲げる各科目(実習科目は除く。)ごとに、少なくとも1回以上のレポート提出や試験等を実施し、生徒の評価を行うこと。

また、印刷教材による授業の時間数60時間(当該印刷教材による授業の時間数が60時間に満たない場合にあつては、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うこと。

- (2) 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士養成施設または精神保健福祉士養成施設が自ら行うこと。

ただし、当該養成校等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。

- イ) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を設置する他の社会福祉士養成校
- ロ) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定するスクール(学校)ソーシャル

## ワーク教育課程を設置する他の精神保健福祉士養成校

- 注1) 相談援助の業務の範囲は、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格の認定に必要な指定施設における業務等をいう。
- 注2) 「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第1条第2項及び本規程が別に定める基準その他に規定する、「スクール（学校）ソーシャルワーカー」の実務経験年数は、原則として当該者が勤務するスクール（学校）ソーシャルワークの業務を行う学校、施設・機関等において、1年を通じて当該施設・機関等の専任職員の週所定労働時間の4分の3以上、スクール（学校）ソーシャルワーカーとして従事した場合に限り実務経験1年とする。
- 注3) ただし、当分の間、1年を通じてスクール（学校）ソーシャルワーカーとして勤務した日数が70日以上であって、週の所定労働日数が2日以上ある場合には、上記注2の定めにかかわらず、実務経験年数を1年とすることができるものとする。
- 注4) 学術論文とは、認定審査委員会が適当と認める書籍、学会等学術団体が発行する機関誌及び大学等が発行する研究紀要等に掲載された論文のことをいう。ただし、修士論文のコピーを提出する場合は、学長または研究科長による当該修士論文の原本証明（様式1-6）を提出すること。  
なお、連名での論文については、第一執筆者に限るものとする。
- 注5) 追加科目「精神保健の課題と支援」及び「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」については、社会福祉士または精神保健福祉士養成課程における、当該指定科目の読替の範囲を含む。



[諸申請様式]

7. スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定審査等申請にかかる様式は以下のとおりとする。

---

（様式1-1）

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
会 長 殿

養成校所在地  
養成校名  
養成校代表者役職氏名

印

平成 年度 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業  
課程認定審査・継続・変更審査・照会 申請書

標記事業について、「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第3条第1項、（課程認定審査）、第13条第2項（継続）、第13条第3項（変更審査）、第13条第4項（照会）の規定に基づき申請します。

(様式1-1:別紙)

養成校名 \_\_\_\_\_

(1) 申請種別

種別	該当に○	備考
課程認定審査 (以下「新規」)		新規の申請
継続		次年度も教育課程の内容に変更なし
変更審査 (以下「変更」)		専門科目群に変更がある
照会		専門科目群には変更なく、その他の事項に変更がある

※スクール (学校) ソーシャルワーク専門科目群 (教員、シラバス、実習計画、実習先の追加変更等含む) に変更、追加等のある場合は、「継続」「照会」手続きではなく、「変更」手続きが必要です。

(2) スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程申請書類 提出資料

※「書類名」の注意事項にご留意の上、該当する申請種別の今回提出する書類の欄に“✓”を付けてください。

①指定様式

様式 番号	書類名	申請種別			
		新規	継続	変更	照会
1-1	スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定事業 課程認定審査・変更審査・照会・継続 申請書				
1-1 :別紙	(本様式)				
1-2	スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定事業 養成校等の概要				
1-2 :別紙					
1-3	教員に関する調書兼就任承諾書 ※スクール (学校) ソーシャルワーク専門科目群担当教員のみ提出。 「変更」の場合は専門科目群で追加や変更のある教員について提出。		/	/	/
1-4	スーパーバイザー確認書 ※様式1-3の提出を行う教員で、通知5-(1)-①-ホ)、5-(1)-②-へ) 及び5-(1)-③-への要件で申請をする場合に提出。		/	/	/
1-5	スーパーバイザー実務経験証明書 ※様式1-3の提出を行う教員で、通知5-(1)-①-ホ)、5-(1)-②-へ) 及び5-(1)-③-への要件で申請をする場合に提出。		/	/	/
1-6	スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定事業 修士論文原本証明書 ※様式1-3の提出を行う教員で、修士論文の提出がある場合に提出。		/	/	/
1-7	スクール (学校) ソーシャルワーク実習の年間実習計画・実習 先一覧 (別紙含む)				
1-8	実習施設等の概要 ※「変更」は、新たにスクール (学校) ソーシャルワーク実習を行う 予定の施設・機関等がある場合のみ。		/	/	/

②添付書類

※提出は、申請内容に応じて。

添付書類		提出の有無	(提出する教員の 教員調書番号)
スクール (学校) ソーシャルワ ーク専門科 目群を担当 する者 (様式1-3 の提出が ある者) について	1. 様式1-3の「担当科目に関する研究業績・論文等(主なもの)」欄に記載した主要研究業績・論文等の抜き刷り	有 ・ 無	
	2. 本連盟が実施する研修会(スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会)を修了したことの証明(修了書などの写し)	有 ・ 無	
	3. 社会福祉士、精神保健福祉士の有資格であることの証明(資格証明書などの写し)	有 ・ 無	
	4. 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習演習担当教員講習会を修了したこと等の証明(修了書などの写し)	有 ・ 無	
	5. 認定社会福祉士(児童・家庭分野)、認定精神保健福祉士の有資格であることの証明(資格証明書などの写し)	有 ・ 無	
6. スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群の各科目に対応する開講科目(「変更」の場合は変更のある科目)の教育内容、授業概要及び時間割(シラバス)	有 ・ 無		
7. スクール(学校)ソーシャルワーク実習を行う(予定含む)の各施設・機関等の概要及び実習指導者の業務内容の概要(施設機関のパンフレット等)	有 ・ 無		
8. スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程履修者の選抜方法等の概要(課程に受け入れる学生の要件、方策等)	有 ・ 無		
9. 通信課程で面接による授業科目を委託する場合は、委託先との委託契約書	有 ・ 無		

(様式1-2)

スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程認定事業 養成校等の概要

(1) 養成校等の概要

養成校等の名称	
養成校等の所在地	〒 都道府県 市区郡
養成校の設置者 (法人の場合は法人名・所在地)	

(2) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程を設置する社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程の概要

名称(学部学科コース等)	課程	種別	1学年の定員	学級数	1学級の定員
	<input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 精神	<input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 通学	名		名
	<input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 精神	<input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 通学	名		名

(3) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程の概要

スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程の 1学年の定員の総数		概ね 名	
(新規審査申請のみ) 教育課程 授業開始予定年月日		平成 年 月 日	
(新規審査申請のみ) 専門科目群 授業開始予定年月日		平成 年 月 日	
スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程 責任者	氏名	所属	職位
スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程 事務担当者	氏名	部署	
	TEL	FAX	
	書類送付先	〒 都道府県 市区郡	
	E-Mail		
開講科目、時間数、担当教員名、開講年度等は「様式1-2:別紙」にて記載してください。			

(様式1-2:別紙) ※課程毎に1枚作成してください。

課程名称: \_\_\_\_\_ [該当に○ → (通学・通信)(社会・精神)]

	規程による指定科目	実際に開講する科目名	時間数		担当教員名	教員調書 番号	(新規) 開講年度 (変更) 変更年度	面接授業を委 託する養成校 の名称(委託す る場合のみ)
			面接によ る授業	印刷教材に よる授業(通 信課程のみ)				
スクール (学校)ソ ーシャルワ ーク教育課 程  開講科目、 時間数、担 当教員名、 開講年度等	スクール(学校)ソーシャルワーク論							
	スクール(学校)ソーシャルワーク演習							
	スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導							
	スクール(学校)ソーシャルワーク実習							
	教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目(1科目以上)							
	教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒(障害のある幼児、児童及び生徒を含む)の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目(1科目以上)							
	精神保健の課題と支援							
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度							
その他追加して設置する科目								

※ 通信課程の場合は、当該科目時間数の欄に印刷教材による授業と面接による授業の時間数を分けて記入すること。

Ver. 2017. 1

(様式1-3)

教員に関する調書兼就任承諾書

<表面>

教員調書 No. \_\_\_\_\_

該当する□に✓を入れ、記載してください。

養成校等	校名	
	学部学科名	
	□専任 □非常勤 (職位)	
ふりがな		
氏名	姓	名
生年月日	西暦	年 月 日生 (満 歳)
最終学歴		
社会福祉学に関する学問領域の学歴	□上記「最終学歴」と同じ □他 (学校学部学科、専攻) (学位)	
社会福祉士・精神保健福祉士資格の有無	□ なし □ 社会福祉士有り (平成 年資格取得・登録番号 番) □ 精神保健福祉士有り (平成 年資格取得・登録番号 番)	
担当する科目名	科目名	該当する教員要件 (複数可) (通知5-(1)を参照し、番号に続けてイ) ~へ)で記載してください)
	□ スクール(学校)ソーシャルワーク論	通知5-(1)-①-
	□ スクール(学校)ソーシャルワーク演習	通知5-(1)-②-
	□ スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導	通知5-(1)-③-
	□ スクール(学校)ソーシャルワーク実習	通知5-(1)-③-
本連盟が実施する研修会(「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会」)の修了の有無	□ なし □ 受講中/受講予定 (平成 年度講習会) □ 修了 (平成 年度修了 受講No 番)	

教員資格要件		養成校名又は施設・機関等名	担当科目名又は業務内容	専任・非常勤の別	週所定労働日数	期間 (現在に至る場合は「現在」に〇) <西暦>					
	児童福祉等科目の実習演習、又は教員歴			専任 非常勤	—	自： 年 月 日	至： 年 月 日 (現在)				
				専任 非常勤	—	自： 年 月 日	至： 年 月 日 (現在)				
				専任 非常勤	—	自： 年 月 日	至： 年 月 日 (現在)				
	児童の福祉に関する相談援助の実務経験歴			専任 非常勤	日	自： 年 月 日	至： 年 月 日 (現在)				
				専任 非常勤	日	自： 年 月 日	至： 年 月 日 (現在)				
				専任 非常勤	日	自： 年 月 日	至： 年 月 日 (現在)				
	資格・免許・学位等	名称		取得機関		取得年月日					
社会福祉士・精神保健福祉士実習演習担当教員要件の有無と、同講習会修了等状況 (当てはまるものに〇をして、「あり」の場合は、その満たす要件や修了年度、受講No等を記入してください)											
社会・基礎分野		精神・基礎分野		社会・演習		精神・演習		社会・実習		精神・実習	
あり・なし		あり・なし		あり・なし		あり・なし		あり・なし		あり・なし	
↓		↓		↓		↓		↓		↓	
年度	受講No	年度	受講No	要件	受講No等	要件	受講No等	要件	受講No等	要件	受講No等
上記「あり」の下欄の記入にあたって、「演習」「実習」担当教員の「要件」については、以下の番号を記入してください。 ①：大学、大学院、短期大学等の教員として社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する ②：専門学校の専門課程の専任教員として社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する ③：社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する ④：社会福祉士又は精神保健福祉士の実習又は演習の教員講習会を修了している											
⑤その他											
学会及び社会における活動等 (主なもの)											
担当科目に関する研究業績・論文等 (主なもの)		名称				掲載誌等				年月	
上記のとおり相違ありません。また、上記スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程担当科目名に記載する科目を担当することを承諾します。 年 月 日											
氏名						印					

(様式1-4)

## スーパーバイザー確認書

養成校等名称			
ふりがな			
氏名		姓	名
最終学歴 (校名、学部、学科、専攻、修了)			
社会福祉士・精神保健福祉士資格		<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (平成 年資格取得・登録番号 番)	
		<input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (平成 年資格取得・登録番号 番)	
スーパーバイザー実務経験の内容	1	スクールソーシャルワーカー実践を基盤としたスーパービジョンについて具体的にどのように行っているのか。特に、ソーシャルワークの専門性向上を図る観点から記載してください。	
	2	具体的にどのようなスーパーバイザー体制でどのようなスーパービジョンをおこなっているのか記載してください。	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
		氏名	印

Ver. 2017.1



(様式1-5)

## スーパーバイザー実務経験証明書

番 号  
年 月 日

殿

学校・施設・機関等名

所在地

役職氏名

印

次の者は、以下のとおり都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの実務経験を有することを証明します。

フリガナ	
氏 名	年 月 日生
住 所 ( 本 人 )	〒 -
学校・施設・機関等名	
学校・施設・機関等の 種 類	
職 種	
就 業 期 間	年 月 日 ~ 現在 ( 日 )
うちスーパーバイザー の業務に従事した日数	日

(様式1-6)

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
会 長 殿

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業  
修士論文原本証明書

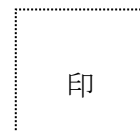
スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業にかかる認定審査において提出した、大学院修士課程の修了審査にかかる論文（修士論文）は、原本と相違がないことを証明します。

記

修士論文題目：  
修士論文著者：  
学 籍 番 号：  
指 導 教 員：

以上

平成 年 月 日  
養成校等名  
学長または研究科長氏名



Ver. 2017.1

(様式1-7)

スクール（学校）ソーシャルワーク実習の年間実習計画・実習先一覧

平成 年度

養成校等名称		
実習時間		
実習実施期間	年次（ 月～ 月）	
定員	実習定員	実習担当教員数
	（ 人）	（ 人） <small>（実習担当教員の員数は学生20人につき1人以上とする）</small>
実習目標 ※		
実習内容 ※		

※シラバス等に記載する場合は、シラバス等の提出に替えることが可能です。

No	実習施設・機関名	施設種別（該当に○又は記載）	実習予定人数
1		・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ） ・教育委員会 ・他 _____	人
2		・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ） ・教育委員会 ・他 _____	人
3		・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ） ・教育委員会 ・他 _____	人
4		・学校（小学校・中学校・高等学校・（ ） ・教育委員会 ・他 _____	人

Ver. 2017.1

(様式1-8)

## 実習指定施設等の概要

No \_\_\_\_\_

養成校等名称 \_\_\_\_\_

施設・機関名	
施設長等氏名	
設置主体	
所在地	
電話番号	
施設種別 該当に○又は記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校（小学校・中学校・高等学校・ _____）</li> <li>・教育委員会</li> <li>・他（※）（ _____ ）</li> </ul> <p>※「他」の場合は、当該施設でスクール（学校）ソーシャルワーク実習を行う目的、内容を下記に記載してください</p>

実習開始予定年度				
年間の実習受入人数	人	1回の実習受入 人数	人（概数・定員） （定員なし）	
年間実習受入回数	回			
実習指導者の 業務内容等の概要 （有資格に○）	職名、役職	職務、業務内容	実習指導者 氏名（予定含む）	社会福祉士、精神保健 福祉士資格の有無
				社会福祉士 有 精神保健福祉士 有
				社会福祉士 有 精神保健福祉士 有
				社会福祉士 有 精神保健福祉士 有

当該実習指導者が今後雇用される場合は、実習指導者と予定される者の職名、業務、人材募集等に当たっての資格要件（社会福祉士、精神保健福祉士）を記載してください。この様式は実習指定施設1施設につき1枚記載してください。

Ver. 2017 . 1

8. 規程第5条第2項にかかるスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者登録申請の様式は

以下のとおりとする。

---

(様式 2 - 1)

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
会 長 殿

養成校所在地

養成校名

養成校代表者役職氏名

印

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了証交付申請書  
（ 新規・再発行 ）

標記について、「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第5条第2項の規定に基づき申請します。

Ver. 2017. 1

(様式 2 - 2)

スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程修了証交付申請書

No.

養成校等の名称						
養成校等の所在地						
養成校等の長の役職及び氏名						
教育課程修了証の発行を希望する者	修了者 No.	登録する者の氏名・住所等			課程修了 年月日	
	氏名		生年月日 (西暦)			
			住所	電話		
				E-mail		
	資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号 ) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号 )				
	氏名		生年月日 (西暦)			
			住所	電話		
				E-mail		
	資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号 ) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号 )				
	氏名		生年月日 (西暦)			
			住所	電話		
				E-mail		
	資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号 ) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号 )				
	氏名		生年月日 (西暦)			
			住所	電話		
				E-mail		
	資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号 ) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号 )				
	氏名		生年月日 (西暦)			
			住所	電話		
				E-mail		
資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 (登録番号 ) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 (登録番号 )					

Ver. 2017. 1

(様式2-3) スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程指定科目履修証明書

修了者 No. \_\_\_\_\_

ふりがな				生年月日
氏名				西 暦          年          月          日
養成校等名称				
	指定科目	履修状況	開講科目名	
	スクール(学校) ソーシャルワーク論	履修		
	スクール(学校) ソーシャルワーク演習	履修		
	スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導	履修		
	スクール(学校) ソーシャルワーク実習	履修		
	教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目	履修		
		履修		
		履修		
	教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒(障害のある幼児、児童及び生徒を含む)の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	履修		
		履修		
	精神保健の課題と支援	履修		
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	履修		

スクール(学校) ソーシャルワーク実習における実習施設

実習施設1	学校・施設・機関等名			
	学校・施設・機関等の種類			
	実 習 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)		
	実 習 時 間 数	時間		
実習施設2	学校・施設・機関等名			
	学校・施設・機関等の種類			
	実 習 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)		
	実 習 時 間 数	時間		
実 習 延 時 間 数 の 計		時間		

スクール(学校) ソーシャルワーク実務経験(実習が免除となる実務経験)

実務経験	学校・施設・機関等名			
	学校・施設・機関等の種類			
	従 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		

上記の者は、当養成校等において、上記指定科目を修めたことを証明します。

平成          年          月          日

所在地  
養成校等名  
代表者役職氏名



添付書類

社会福祉士または精神保健福祉士登録証の写し



〔廃止手続き様式〕

9. 規程第13条第5項にかかるスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程廃止報告書の様式は以下のとおりとする。

（様式3）

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
会 長 殿

養成校所在地  
養成校名  
養成校代表者役職氏名

印

### スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程廃止報告書

標記について、本校が「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」第3条第1項の規定に基づき申請し、平成 年 月 日をもって認定された本校のスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程について、平成 年 月 日より、廃止することを第13条第5項に基づき報告します。

<廃止の理由>


<廃止予定日において本教育課程に在籍する予定の学生の有無>

あり ・ なし

<添付書類>

平成 29 年 4 月 1 日

社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長  
教育課程を設置しようとする団体及び機関の長

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟  
会 長 長 谷 川 匡 俊

## スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第 6 条第 6 項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の 5. に定める「本協会が実施する研修会」について下記のように定め、平成 29 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知します。

なお、本通知の施行に伴い、平成 28 年 6 月 23 日理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）」は廃止します。

### 記

1. 名称           スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会

2. 関連する規定

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第 6 条第 6 項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の以下の規定

- ・ 5. の（1）の①のハ、ニ、ホ）
- ・ 5. の（1）の②のホ）
- ・ 5. の（1）の③のホ）

3. 受講要件

(1) スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知 5. の（1）の①のハ、ニ、ホ）を満たそうとする者）であって、以下の①、②、③、④のいずれかを満たす者

- ①大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- ②大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者
- ③認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者
- ④社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者

(2) スクール（学校）ソーシャルワーク演習担当教員になろうとする者（本講習会を修了するこ

とで、通知5.の(1)の②のホ)の要件を満たそうとする者)で、社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員の要件を満たす者

(3) スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導及び実習担当教員になろうとする者(本講習会を修了することで、通知5.の(1)の③のホ)の要件を満たそうとする者)で、社会福祉士又は精神保健福祉士の実習担当教員の要件を満たす者

なお、いずれの受講要件についても、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程においてスクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群を担当する予定であることについて、着任(予定含む)する当該養成校からの証明がある者については、本講習会を優先的に受講することができる。

#### 4. 開催

この講習会の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 5. 雑則

この通知の施行に必要な事項は、会長が別に定める。